

と密接不可分の關係を有するものと見ます。しかるにもかかわらず、從來の法律は運営の一方針として、その出願にあたりまして、關係都道府県知事はただ單に公益上の支障について意見を述べる機会を與えられているにとどまりまして、その後の鋳業の施行、そのための土地の使用、あるいは鋳害防止等の重要事項につきましては、知事の有する権限はまつたくなないのでござ

ざいます。かような開弁の意思及び能力のない者が鉾区の仲介をするようななかつかうになつておりますことは、この鉾業法の大きな欠陥でございますが、これが排除規定を考慮する必要があるかと存じます。その対策の一つにもなりましようが、鉾業権の取消し得べき事項中に鉾区税の滞納という現行規定を生かすべきではないかと存ずるのでございます。

第三には、第六十二條の事業着手の期限について地方公共団体の有する鉱業権の場合、特例を設けてもらいたいと思うのでございます。また地方公共団体が鉱業を実施するためには、電源開発、道路の開鑿あるいは林産の開発等、いわゆる総合開発の一環といたしまして最近いろいろ問題になつており

特例が望ましいのでございます。
以上きわめて骨子だけを申し上げたのでございますが、條文的に一応知事といたしまして希望する点だけをごく簡単に申し上げます。

都道府県知事の協議を要すると認められる事項、一、試掘権の存続期間の

延長、これは法案の第十八條でございます。二、採掘権の延長申請（第十九條）、三、試掘出願より採掘出願の転願命令（第三十八條）、四、試掘鉱区より採掘鉱区にするための採掘出頭命令（第四十九條）、五、鉱業権の交換、廃渡しの勧告（第八十八條）。

い遲滞による租釐権消滅に関する規定
(第八十二條)。

三番目に都道府県知事を経由すべきものと認められるもの。一、鉱業事務所の設置届（第六十八條）、二、租鉱権の設定の認可を受けようとする場合（第七十七條）。

四番目に、都道府県知事に意見を述べる機会を與えるべきもの、一、管内の和解の仲介（第百二十二條）、二、調停委員會（第百三十三條）、三、検査實施（第百九十條）。

五、嚴重に執行を要するもの、
一、事業着手の義務（第六十二條）、
これを嚴に執行することによりまし
て、開発の意思のない者が鉱区を有す
る不合理がなくなるものと考えるので
ございます。

六、規定する必要がないと考えられるもの、一、試掘工程表(第六十九條)、二、坑内実測図及び鉱業簿(第七十條)、これは各鉱山の保安については、すでに鉱山保安法及び関係省令によつてこまかに規定せられておりますので、かような必要はないじやないか、かように考えるのでございます。

以上が鉱業法案に対する意見でございます。

次に採石法案に対することをごく簡単に申し上げます。

この採石法案も今の鉱業法案と同じでございしますが、特にこちらの方が地方的な色彩がきわめて濃厚なるにもかかわらず、運営面のすべてを國家機關が掌握して、知事の介入を許してないことがやはり強く見受けられるのでございます。法案によります法定の岩石は、花崗岩を初め、せん綠岩、はんれい岩等二十數種類に及びまして、その

用途も大は港灣道路の開鑿敷設から、小は市井の石工が使用する材料に至るまでございまして、地方産業の振興と民生安定に及ぼす影響は知事として看

過し得ないものでございます。また探
石法は、鉱業法と異なりまして、岩
石採取権を土地の所有権から分離しな
かるといふ特殊性から考慮いたしまし
ても、中央集権の規定ですべてを運営
しなければならぬ必要性はないかと思
うのでございます。この法案の通過さ

れまする場合には、原則といたしまして、採石法の執行権を知事に付與して、もらいたいこと、また通産局長の権限は国有地に対する採石権の設定行為並びに異議申立關係及び各種協議のとのわざる場合の決定等、小範圍にとどめてもらいたいということを、地方側から申しますと、はなはだ虫のいい、えてかつてのようなことではない

ますが、實際現実に地方でいろ／＼やりまする場合のことを考慮いたしますと、地方自治の強く叫ばれておりまする今日、かようにしていただきたいことを特にお願いする次第でございます。

なほ條文の第十條の問題でございますが、許可の基準中の不許可の土地でありましても、公共の福祉に害がないと認められる場合には、採石権の設定を認めてもらつていいのではないかと、たとえば河川、海岸等におきまして、も、採取して他に支障を及ぼさない事

業を現在継続しておるようなものも
ございますので、そこらの点が非常
にきゆうくつになつてゐるのではない
かというようなことを考えておる次第
でございます。なおこまかい点をるる
申し上げますればよろしいのでござい

ますが、制約されておりまする時間の関係もございますので、一応私からこれだけ申し上げまして、新潟県知事としての意見といたします。

○小金委員長 次は宮城県商工部長坂本君。

○坂本公述人 私ただいま御紹介にあずかりました宮城県商工部長坂本晃でございます。今回本聴会の公述人として御指名にあずかりました佐々木宮城県知事が出席いたしかねますので、私かわりまして参つた次第でございます。飲業法関係につきましては、昨日来いろ／＼の御意見の開陳がございまして、私準備して参りましたが、ほとんど出盡した形になつておりますので、時間の関係上重複を避けまして、採石法案につきまして、二、三所見を申し述べさせていただきますと存じます。

今回政府におかれまして、かねてからの要望にこたえて採石法が制定される運びに至りました。これは多年放擱の姿にありました採石業界のためまことに慶祝にたえないのであります。ここに御祝に、国会におきます慎重ないねがわくば、国会におきます慎重な御審議によりまして、一日もすみやかにりつばなる本法律の誕生を期望してやまないであります。私は本法制定の趣旨につきましては全幅的に賛意を表するものでありますが、二、三の点について意見を申し述べたいと存じます。

その第一の点は、本法律の運営についてでありますが、ただいま新潟県からも同様の御意見が出たのでございませうが、本法案を通観いたしますると、その許可、裁定、決定等一切の権限があげて国家機関によつてなされるとい

うことになつてゐるのでありますが、法の円滑適正なる運営を考えますときに、むしろこれは知事の権限に属せしめるのが妥当であると考えるのであります。

その理由をいたしましては、一つには、本採石法案によりますと、ほとんどすべての岩石が本法の対象となつてゐる關係から、採石業者並びに採石現場は、その数多くにおびただしいものがあり、かりに宮城県の場合を考え、てみましても、県下各町村ほとんど二ないし三の採石現場のない所はないという実情にあるのであります。私の方で調査をいたしました本年七月末日現在の調査の実績によりますと、採石の業者数が三百十九名、採石現場数が三百六十二箇所の多きに上つてゐるのに、この実績から東北だけを考へてみましても、その業者数において無慮三千数百は下らないでありまして、現場の数においては五千をおそらくは下らないと予想できるので、しかも採石業界の現況はその企業形態がきつめて零細で、しかも弱体でございまして、過去においてその多くは大きな小なりの紛争を経験しておるものが多いのでございまして、従いまして、本採石法の適用保護を望むものは相当に多いことが予想されるのであります。

かかるに本法案によりますと、事業の着手、休業中止、売買、決定、裁定、土地收用等の各種事項についてすべて地方通産局長の権限にゆだねられておられますので、東北の場合を例にとりましますならば、東北各県がすべての事業について、たとえば青森から仙台までやつて参らなければ処理ができないということになるので、もしかくのごとく

んば事務的な煩瑣はともかくといひましても、業者の迷惑はまことにその煩にたえないものがあることと想像されるのであります。

二つには、採石業は表土の採掘という性格を持つておるのでありますから、治山、治水と密接なる關係に立つことは、申すまでもないのであります。従いまして諸種の許可、決定は、総合行政をあずかつておこなう府県知事の総合的判断にゆだねることが、法の適正なる運営上、きわめて望ましいことではないかと考えられるのであります。

また三つには、採石の生産物というものは、特殊なものを除きましては、あるいは建築用材でありますとか、または切石、間知石、割栗石といったような、ほとんど地方的利用のものが多うのであります。販路もほとんど地方的に制約せられておるのでありますゆゑに、地方産業の一環として考へるのが適當であらうと思つて考へるのその面では知事の権限にゆだねられまして、斯業の維持、育成をはかるということが、むしろ業者のために幸福なことではないかと考えられるのであります。

また四つには、事務的処理の迅速、円滑という点であります。従来鉱業出願のありました場合には、通商産業局長は規定によりましてその現況調査を関係都道府県に依頼することになつておるのであります。もし本採石法の場合におきましても、同様の方法がかりにとられるといひますならば、輕易迅速であらねばならない。またあつては、採石の出願などもおそろくは鉱業法同様相當に事務的遅滞が起つ

て参るものと考へられる。以上四つの理由から本法の運営はあつてこれを知らしめなければならないことが妥当と考へられる次第であります。

次に第二の点であります。これは昨日も御意見が出て来ましたが、重要なことなのであつて重複をさせていたできません。鉱業権と採石権の調整の問題であります。本県内の実情に徴しますと、往々にして鉱業権を濫用して弱小な採石業者の権利を侵害するといふ弊に出るものが聞かれますのであります。例をあげて申し上げますと、本県に特産として屋根材石の原料になりましますスレートがあるのであります。このスレート業者の地上権の中にある者が金、銀、銅の鉱区を設定したのであります。これは地質学的にはほとんど試掘的な価値がないのであります。しかるにもかかわらず、その鉱区中に縦横に抗道を掘きまして、その間岩石たるスレートを採掘して利益しようという実例があるので、こういう点は亜炭と木樺粘土という関連を考へましても、ほとんど全国的な現象として起る可能性があるじやないかと考へるのであります。つきましては本法中に何らかの形におきまして、この調整ができる規定を挿入していただきたいのであります。

第三には、採石法案の條文中、一点だけ特に申し上げておきたいと思ひますのは、第三十四條第一号であります。その規定中「その他岩石の運搬用の施設の開設」とありますのを、「その他岩石の運搬用並びに岩石の加工用の施設の開設」というふうに御修正が願ひたいのであります。これはどういふわけかと申しますと、採石業中ある

種の採石事業たとえばスレートのようなもの、珪藻土のようなものにつきましても、珪藻土のようなものにつきましても、採石現場に加工場、少くとも乾燥場を持つといふふうなことがどうして必要な場合があるのではありませんか。この点につきましてもは鉱業用地に選鉱場や精練場の設置を必要とするのと規模の差こそはありますけれども、実質においては何らかのやりがいののであります。そこで鉱業法の場合と同様に、こうした加工工場の施設の開設の一項を挿入して、これを保護していただきたいことをお願いする次第であります。

以上をもちまして採石法案に関する私の公述を終わりたいと思ひます。
○小金委員長 次は福岡県副知事土屋香鹿君。
○土屋公達人 福岡県副知事の土屋県内に百五十余の炭鉱と、激甚なる鉱害の慘禍を受けておられる福岡県といたしまして、地下資源開発の必要と採掘により発生いたしまする鉱害の防止または対策を中心といたしまして意見を申し述べたいと存じます。まず鉱業法案につきまして六つの点を申し述べます。

第一に鉱業法案の審議と同時に、鉱害の復旧対策についてぜひ御考慮願ひたいと思つておられます。鉱害問題につきましても、すでに第七国会衆議院本会議におきましても、鉱害に関する決議がなされました。決議文中には「鉱害のため、美田は變じて泥海と化し、住宅は日夜倒壊の危険に脅され、交通通信はと絶し、祖先の墳墓は水底に没する等、慘憺たるその実情は、路傍の人もなお正視するに忍びないものがあつた」と云々と、その悲惨なる状況を述べられ、最後に、本院は、今般特別復旧臨時措置法の成立せるに際し、一般鉱害の復旧についてもまたこれと一体不可分の關係にあるものとして、鉱害対策は、総合的な国土計画の一環たる性質を有するものと認める。政府は、本件の重大性、特に今日の事態を招来した原因に深く鑑み、鉱業権の設定、施業案の認可等についても万遺憾なきを期するはもろん、現存鉱害地の復旧を促進するため、あらゆる手段を講ずべきであると述べられております。これに對しまして政府は特別復旧法により解決できない百八十億円余に上る現存の一般鉱害並びに今後とも石炭採掘に伴つて不可避免的に生ずべき鉱害について、総合的な国土保全、民生安定の見地から抜本的な対策を講ずべき必要性については、まづたく御意見の通りであるから、政府としては御趣旨に沿うよう今後一層研究し努力したいと答弁をされました。鉱害問題に關する限り国会と政府の意見はまづたく一致したものであります。鉱害の中で、曩時中国の要請に基き採炭を強行いたしましたために起つた特別復旧法によつて復旧の道が開かれたのであります。特別復旧法以外の一般鉱害復旧のまづ荒廃にまかせられておる約百八十億円については、まづたく未復旧のまづ荒廃にまかせられておるの招来したかと申せば、現行鉱業法が鉱害に對しまして金錢賠償主義をとり、鉱業権者は鉱害によつて被害者がこうむる損害を補償はしておりますが、原状に回復する義務を負わされてないからであります。鉱害対策の面から見

ある「云々と、その悲惨なる状況を述べられ、最後に、本院は、今般特別復旧臨時措置法の成立せるに際し、一般鉱害の復旧についてもまたこれと一体不可分の關係にあるものとして、鉱害対策は、総合的な国土計画の一環たる性質を有するものと認める。政府は、本件の重大性、特に今日の事態を招来した原因に深く鑑み、鉱業権の設定、施業案の認可等についても万遺憾なきを期するはもろん、現存鉱害地の復旧を促進するため、あらゆる手段を講ずべきであると述べられております。これに對しまして政府は特別復旧法により解決できない百八十億円余に上る現存の一般鉱害並びに今後とも石炭採掘に伴つて不可避免的に生ずべき鉱害について、総合的な国土保全、民生安定の見地から抜本的な対策を講ずべき必要性については、まづたく御意見の通りであるから、政府としては御趣旨に沿うよう今後一層研究し努力したいと答弁をされました。鉱害問題に關する限り国会と政府の意見はまづたく一致したものであります。鉱害の中で、曩時中国の要請に基き採炭を強行いたしましたために起つた特別復旧法によつて復旧の道が開かれたのであります。特別復旧法以外の一般鉱害復旧のまづ荒廃にまかせられておる約百八十億円については、まづたく未復旧のまづ荒廃にまかせられておるの招来したかと申せば、現行鉱業法が鉱害に對しまして金錢賠償主義をとり、鉱業権者は鉱害によつて被害者がこうむる損害を補償はしておりますが、原状に回復する義務を負わされてないからであります。鉱害対策の面から見

ますれば原状回復主義をとることが必要であります。しかしながら他面地下資源の開採より見ますれば、福岡県におけるがごとく、石炭の埋蔵地域が主として平地であり、しかも人家が密集し、あるいは農地が多く展開しているところでは、石炭の採掘は採算上不可能に陥るのであります。被害防止策といたしまして、完全充填、保安柱の設定、あるいは残柱式採炭等が考えられますが、これはまた採算上十分なことができないという現状でございます。今後におきましては、被害がますます深刻化することは明らかであります。民生安定の面から見ても、ゆゆしき重大問題でございます。いかに石炭資源開発の必要性を認めましても、地元民として愛する郷土を破壊と化せしめられ、これを放置するがごとき状況下におきましては、石炭産業への協力はできないのであります。石炭産業の発展自体も期待し得ないのであります。よつてこの際一般鉱害の復旧に關し、特別法を制定せらるるか、あるいは強力なる行政措置によりまして、抜本的な解決策を講ぜられることを切に要望するものであります。特に法案第百一十一條二項におきまして、金銭賠償を原則として規定しておる以上、この特別措置を伴わない鉱業法の制定にはまづたく賛成いたしかねるものであります。ことを、はつきりと申し上げておきたいのでございます。

第二に通商産業局長の権限につきまして意見を述べたいと思ひます。法案第二十四條によりますと、鉱業権設定の出願があつたときは、通商産業局長は関係都道府県知事と協議することに關し、なつていますが、協議がととのわなかつたときの処置について規定がないのであります。現在の取扱ひをいたしましては、商工省訓令によりまして、通商産業局長より関係都道府県知事に公益上支障の有無について意見を求められてはいますが、両者の意見が一致しないにもかかわらず、一方的にこれを処理した事例は多々あります。本法案第三十五條、第五十三條、第六十四條等に公益保護の規定もありませんし、また土地調整委員会へ裁定を申請することでもできるやうになつていますが、これらの條文を適用して処理するやうになつたときはすでに被害が進行したとして、公共施設物の維持管理の責任が果たし得ぬことが多いのであります。どうしても事前にしつかりと協議をととのえておかなければならぬのであります。立法の精神をいたしましては、両者の協議がととのつてから処分すべきであると解すべきであるかもしれません。協議不調の場合は土地調整委員会の裁定により鉱業権出願の可否を決するやう規定せられたいのであります。

第三に鉱業権の取消処分について意見を申し上げたいと思ひます。法案第五十五條に規定してある取消処分の事由の中に、鉱区税を納入せざるときを加えていたのだかと思ひます。現行法におきましては、鉱区税を納入せざるときは鉱業権の取消処分ができるやう規定してあります。にもかかわらず、滞納者が多い実情にあります。福岡県におきまます実績を見ますと、昭和二十三年度におきまして、県税の滞納額の二七％、町村附加税の三七％が滞納になつております。昭和二十四年度におきましては、県税の滞納額の三二％、町村附加税の三七％といふものが滞納になつておる実情でありまして、今回の鉱業法案中にはこれが削除してありますが、かくては滞納は今後一層増加するおそれがありますので、現行法通り入れていただきたいと思ひます。

第四に租鉱権の設定についての意見を申し上げます。法案第七十七條による租鉱権設定の出願があつたときは、通商産業局長は関係都道府県知事と協議するやう規定せられたいのであります。その理由をいたしましては、租鉱の收取その他鉱物の経済的開発上必要がある場合に限りて租鉱権を設定する趣旨のやうであります。この租鉱区の実例が本県にはきわめて多いのであります。地表面に発生する鉄屑の賠償額と、その地下における石炭の採掘量とを比較考慮して施設するのが通常であります。これを租鉱権者によつて採掘せらるる場合はむしろ鉄屑賠償の出願以上に関係都道府県知事と協議の必要があると思ひます。

第五に、租鉱権者の鉄屑賠償について意見を申し上げます。法案第九條第一項に、租鉱権の設定してある租鉱区に鉄屑賠償について賠償責任を負ふことと規定していただきたいのであります。すなわち石炭採掘により発生する被害は、その因果關係がきわめて複雑多岐にわたつてゐるのみならず、租鉱権者には既して小資本のものが多く、かつ探掘技術においても鉄屑賠償に比し十分なものがあることが予想されますので、鉄屑が起りやすく、またそれが多額に上る場合、實際問題として賠償が困難と思われまふので、租鉱権の濫用を防ぎ、被害者を保護する上から、租鉱権者、鉄屑権者兩者連帯の賠償責任とすべきであると思ひます。

第六に、鉄屑賠償に關する経過的措置についてお願いしたいのであります。現存する鉄屑の賠償に關しましても、その問題の重要性にかんがみまして遺憾のないやう経過規定を加えていただきたいと思います。

次に、探石法について二つの点を申し述べたいと思ひます。

第一に、探石権の設定に際しましては、関係都道府県知事に協議するやう規定していただきたい。供つとも探石法案第十條に、公共の用に供する施設及びその敷地、もしくは用地に対しては、探石権の設定を禁止してあります。その周辺の地域に探石のため掘鑿した土砂を堆積または捨石をし、これが風雨ごとに流出して附近の公共施設に被害を及ぼすことは、石炭産業によるほた山の流出等、この種の被害が明らか立証してありますので、探石権の出願に際してもこれらの状況を調査考慮して処理すべきものと思ひます。鉄屑賠償法案第二十四條のごとき知事に協議の必要があると思ひます。

第二に、探石法にも損害賠償の規定を設けてもらいたいと思ひます。探石法案第三十三條に、公益並びに農業、林業もしくはその他の産業の利益を保護する規定はありますが、損害賠償の規定が設けられないのであります。現行法においても公益保護に重点を置いて規定してありますにもかかわらず、なおかつ発生する被害は甚大であります。探石法にも賠償規定を設けて業者に責任觀念を持たせることが必要であると思ひます。

この点については九州における探石業者においては異議を表明してないばかりか、むしろ望んでゐるのであります。

以上をもつて私の公述を終ります。

○小金委員長 次は、公述人の特別の事情により順序を変更いたします。北海道美唄市長櫻井省吾君。

○櫻井公述人 私は北海道美唄市長櫻井省吾でございます。このたび鉄業法案及び探石法案審議の公述人の指定を受けました。が、本案、ことに鉄業法案は、多くの未開発の地下資源を有しております。北海道といたしましては、まことに大きな影響があるものであります。特に空知支庁の中央にありまふ美唄市といたしましては、三井、三菱の経営によりまふ四炭鉱及び中小炭鉱を有します。いわゆる炭街でありまして、市と炭鉱とは長い間密接な相互依存關係にあるのでございまして、特に新鉄業法案の審議には関心を有しておるものでございまして、新鉄業法案は鉄業に關する基本的制度を定め、鉄物資の増進に寄與することを目的とする点におきましては、現行鉄業法と根本的な差異はないと見られるのであります。が、時代の進歩、経済の発達並びに關係法律の改廃によりまして、現行鉄業法は改正の必要に迫られて、この際鉄業法を廢されて新鉄業法に統合して、

要は認められないうちに考へる次第でございます。

その他新鉱業法の改正の要点でありまする法定鉱物の追加、租鉱権、民主的運営のための警告制度、聽聞制度、鉱害賠償の点、特に殘鉱の收取その他鉱物の經濟的開發上必要がある場合には、他人の探掘鉱区の一部で鉱物を探掘取得するための租鉱権制度を設けられたことに対し賛意を表するものでございます。

以上新鉱業法の提案理由でありまする鉱業に關する制度を整備し、その民主的な運用を確保し、他産業との調整をはかる等のため現行の鉱業法等を廃止し、新たに鉱業法を制定することに對しまして前述の意見を申し上げまして賛意を表し、そのすみやかなる成立を期待するものでございます。

最後に採石法につきましては、特に申し述べる意見はありませんが、従来岩石の採取の事業が土地の利用に關する確実な權利を欠くために、健全な発達が出来なかつた事情にかんがみまして、採石権の制度を創設し、当該事業のために必要な土地の利用を確保することによつて当該事業の健全な発達をはかり、もつて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする本法案に賛意を表する次第でございます。

以上をもちまして私の公述を終ります。

○小金委員長 次は東京大学教授青山秀三郎君。

○青山公述人 ただいま御指名いだだきました東京大学教授の青山でございます。まず、鉱業関係といたしますれば、昨年公布されました鉱山保安法、ただいま問題になつております鉱業法並びに

探石法は、これと異なり、採掘の目的を以てするものである。基本の二大法規であると思うのである。前者はすでに、いまだ公布せられないところでありますが、相当長く御協議いただいておりますが、あります。この際できるだけ早く公布の日を見よう、私どもも非常に期待いたしておるであります。鉱業法はその対象を鉱物としてあり、採石法の方は岩石としてあるのでありますが、これはなか／＼むずかしい問題であります。私どもはこの法案にあげられておりますような解釈を自分でもこれからするようにつとめたいと思っております。また岩石の中に何を入れるかということとはなか／＼単純な問題ではないと思うのであります。今回新鉱業法案におきましては、従来の鉱物のほかに七種の新鉱物を加えられております。大休鉱業法は従来とも金属性の鉱物に重きを置いておつたのでありまして、非金屬性のものは多少入つておりましたが、縁が薄かつたのであります。ところが今回ここに拾われました七種の鉱物は、私どもその利用の立場を見ましてもきわめて重要なものでありまして、従来の鉱物と並んでこれらが鉱業法上の鉱物として認められますことは、その産業の上にも至大な影響を与えるものと思ふのであります。ただその種類のものがまだ関連して幾つかあるように思ふますのに、そこで線を引くのがいいかどうかということは、これは議論の余地があり得ると思ふのであります。現在の産業の地位あるいはその経営の状態また技術の水準等から考えられまして、私はきわめて重要なものををこ拾ひになつたものと考察する

そこで採石法の岩石の方でありますが、これはどうも鉱物と異なりまして大抵日本の島は岩石じやないか、それでは採石法に全部日本の島が入るのじやないかということも言われるかと思うのであります。ここに上げられております岩石は、ほとんど日本を構成しているおもな岩石が羅列してあるのであります。ただここで採石法の対象となります場合には、そういうあらゆる岩石を含むのではない、それからとつて産業上役に立つものを対象の岩石として考えるのだと限定されておるのであります、その意味では当然しかあるべきものと思うのであります。この非金属鉱物あるいは岩石につきましては、今申し上げましたように、割合にわが国では新しく目の目を見るようになったのであります。ことに最近化学工業の進歩発展非常に見るべきものがありまして、その意味から申しますと、この非金属鉱物なり岩石中の利用されるものは、われ／＼の人生にも非常に深い關係を持つておる、たとえば建築を見ましても、コンクリートは重いものだと思つておりましたが、最近アメリカあたりでもできるだけ軽い丈夫な建築をしたいということをお願い伝えておるのであります。その意味から今度の岩石の中、採石法の中にある鉱物が拾ひ出されておりますが、たとえばひる石のごときは、それらに關連の深い鉱物であります。採石法においてこれを岩石として取扱つておるので、その意味で私は欲を申せばまだまだ新鉱物、新岩石をこれらの法案に入れていただきたいという希望も持つものであります。現在の段階において

ではそこそことくあげる必要もないし、またただいま拾われましたものは適当なものであると私は判断しておるのであります。

それからなおこれは皆様深い御関係もあり、われ／＼も考へておるものがあります。たとへばアルミニウムのときも、これは鋳造法にも採石法にも掲げてないのであります。われ／＼人生においてこのアルミニウムがどんなものであるかということ、これは思ひ半ばにすぎないものであります。掲げられない。そこにはいろいろの理由があると思ひます。日本には上等のアルミニウム鉱石がない、いやなか、しかしアルミニウムはどこにもある、われ／＼の踏む土壌の中にも含まれておる。こういうものを拾うわけに行かない、いやな、かといふこともあろうかと思ひますが、これはまだ目の見えない鉱物であります。こういうことを考へますと、新鋳造法あるいは新採石法として、今申しましたように、掲げたいものは幾らでもあるのであります。特に重要だといふものをお拾ひになつたといふことで私は一応本案に賛成したいと思ひます。

それから鉱区の問題であります。先ほどからも伺つておることであります。これはその大きさと形が問題になると思ひます。形もおよそ現在の鉱区の図面をならにしますと、まことにふしぎな多角形をいたしております。でこぼこきまりないものであります。鉱物資源がそんな妙なかつこうをして地下に入つておるのかと誤解されるほど妙な形の多角形であります。これももう少し簡単な、正方形とまで行かなくても、もう少し簡単な

な形にしたいといふことは常々思ひものであります。これも一旦できたものはやむを得ないので、今度の鋳造法の勧告あるいは協議といふところでその面に触れてありますので、こういうところを強化して、できるだけいゆる合理的な開発をするために適当な形にして行きたいといふことを希望するものであります。また大きな問題であります。鉱区は今度の新法案におきまして、大体従来の面積の二倍程度に広げられておるのであります。これはとも最低の限界も必要であり、また最大の限界も必要なものと思ひます。

その小に過ぎる場合は、もちろん鋳造の開発が十分適当に行われないといふことから、下の制限を設けられておるものと思ひますが、上の方の制限はあまり実行されておらないようでありまして、これはやはり鋳造独占をある程度制するといふ意味であつたと思ひます。むしろ問題は私はその下の限界にあると思ひます。今日石灰、石油等に対しては三十ヘクタール、今度の七種の鉱物については一ヘクタール、大体従来の石灰等に対する五万坪の数字から見ますと、ほとんど倍に当るものであります。これは従来通りでもいい、いやな、かといふ考えも浮ばないこともないものであります。だん／＼規模の拡大あるいは資源の存在の位置等から考えますと、むしろ小に失する。ただいまの新鋳造法の基準まで高められまして、それで困るというような例はそう多くないのじやないか、むしろあろうかと思ひますが、それは多量多量、比率から申しますと少ないものではないかと思ひます。この際大乗

的に最小限界は倍、原案近く高める方がむしろ合理的開発といふ趣旨に沿うのではないかと思ひます。大体この鋳造法は御承知のように、私どもが初めて親しみましたのは鋳造坑法、明治六年の日本坑法であります。その後長く、ただいまの鋳造法は四十数年の歳月を経ていると思ひます。修正はあつたといひましたが、根本的な点についてはな／＼触れられないで今日に至つておるのであります。新鋳造法におきましても、私はもう少し事実飛躍的なものが期待されるのであります。たとへば試掘権、採掘権の問題等も、一元化できないものだらうかといふことも考へられたのであります。また、やはり日本の現状よりそこまでは行けない。大体この鋳造法、この国でもその国のいろ／＼な問題に関連してきめなければならぬのであります。たとへばスウェーデンのやうなところでありまして、鉄が国家の産業の重大なる要素でありまして、鋳造法におけるきめ方には非常な特色を持つております。わが国もまたそういふ現在の事情に即応したところに線を置かなければならぬといふことを常に基準として考へますれば、一元化といふやうなこともなか／＼望めない。

そうすれば試掘をどうするかという問題であります。従来日本の試掘あるいは採掘の範囲は、比率は全日本の面積から見ますと、まだ必ずしも多くないと思ひますが、その多くの試掘の範囲が採掘に伸びるとか、あるいはこれが試掘からはずれるといふところまで、つまり可否が決められないでとどまつておる。まあ言葉で申せば、眠つておるというやうな感じもいたすのであります。やはり試掘といふものはその性格に依つて処置すべきものではないかと思ひます。従いまして私は従来の試掘権四年といふものはむしろ長きに失するのではないかと、今後は技術の進歩もあろうと思ひますし、またその成否をきめるには必ずしもそれだけの年限を要しないのではないかと。今度の改正案でも四年までは延長し得るのでありますから、その期間に試掘の鉱区がはたして生きるものか、あるいは役に立たないものかといふ判断に時日が短か過ぎるのではないかと思ひます。また採掘の期間であります。この存続期間も大体今度は三十年といふ年限があげられておりますが、大体鋳造の経営あるいは最初の計画におきましては、いろ／＼な設備に對しては二十五年あるいは二十年といふやうなものを一応の對象、鉱山の生命と考へて仕事を始めるのであります。鉱山の一生も、大体われ／＼考へますれば人間の一生のやうな経路をたどるものであります。三十年と言へば、まあ人生五十年といふものに相当するわけで、二十年短縮はいたしておりますが、鉱山は三十年、人生は五十年で、ころあいの数字ではないかと思ひます。三十年たつてまだ隆々伸びて行く、あるいはまだ長い生命を持つものであるといふことであれば、その期間においてまた更新することも可能なのでありますから、一応三十年として鋳造の経営の限度を置くといふことは適當であらうと思ひます。

なおその他二、三賠償の問題、租税権の問題についても申し上げたいことあるものであります。ことにこの賠償問題ははなはだ重大なことであります。鋳造を経営いたします者でも、できるだけ地表に損害のないやうに、そういう賠償問題が起らないやうにして採掘すべき責任はあると思ひます。また、ドイツのルーア炭田なども、その地表はドイツの非常に有名な工業都市であります。その採掘地表に対する損害、影響については万全の処置を講じておるのであります。わが国も福岡その他のやうに美田あるいは市街の下、その他公共建築物の下で石炭を採掘しなければならぬ運命にありまします場合には、できるだけその損害を最小限度にとどめたいといふことは、採掘の側において私は重々責任があることであると思ひます。そのためにいろ／＼事実の面でも皆考慮いたしてはいるのであります。が、いかんせん、さういふ心がけができて、なお損害をこうむるというやうな場合には、これは当然賠償の義務が生ずるのであります。その賠償の方法をいたしましては、現状回復、これは理想案として私もまことに適當なことと思ひます。またその影響するところを見ますれば、ことごとくこれを現状回復に持つて行くといふ必要が国家的にありやいなやという問題であらうと思ひます。これは理想であります。まことに好ましいことではあります。もし金銭の賠償に依つて、その影響されたところが適當に利用され、またそれで責任を認め得る範囲のものであるならば、それを現状まで回復しなければならぬといふところに強制するのは、鋳造そのものの

発展から申して、私はどうも賛成しかねるものであります。大体において金銭賠償を主体にして、必要ならに於いて原状回復、あるいはその損害の実情に則して処置するように進むべきものであらうと思ふのであります。

大体私の申しましたところを要約いたしますれば、このたびの鉱業法案に對して、こまかい枝葉の問題はこれを除きまして、その根幹となるものにしては、全面的に賛意を表したいと思ふのであります。はなはだ簡單であります、これをもちつて私の公述を終ります。

○小金委員長 次は岐阜県多治見市長金子義一君。

○金子公述人 私は岐阜県多治見市長の金子義一でございます。

私は鉱業法案の法定鉱物中、耐火粘土を除いて、採石法案の法定岩石中に加うべきことを主張するものであります。

その理由といたしまして、第一に耐火粘土を法定鉱物に加える根拠がない。第二に日本鉱業会の研究討議は皮相のそしりを免れない。第三に耐火粘土は有用鉱物の資格を有しない。第四に地表鉱物であり、坑道掘りが至難であるから、土地所有者との争いが絶えない。第五に耐火粘土は製鉄副資材よりもむしろ陶磁器の原料及び副資材に費消する方が大量であるが、これを法定鉱物に加えると、陶磁器産業の発達を阻害する。第六に耐火粘土地帯は公共的に迷惑をこうむることがきわめて多い。かつ鉾山ブローカー、悪質鉱山屋等が横行して地方民の迷惑、あるいは治山、治水上憂慮すべき結果をも

たらす公算がきわめて大きい。第七に岐阜県は耐火粘土地帯の關係者がござつて反對しており、三重県も同様であると聞いております。愛知県は賛否を聞きませんが、それは關係者がこの法案をよく知らないではないか。以上七つの点について細論を陳述いたしたいと思ひます。

第一の耐火粘土を鉱物に加えるという議論が起つたのは、戦時統制時代に、粘土業者が資材や勞務加配が鉱物と非鉱物とは配給に甲乙があつて、鉱物に加えることが有利であつたために運動が展開した。また統制屋さんの方は、鉱物として縛る方が統制に便利であるといふので、従つてこれに便乗したといふことに端を発しておつて、法定鉱物に加えるといふ重大な理由の發見に苦しみものであります。

第二の点であります、日本鉱業会では、研究討議をされ、その記録を拜見したのでありますが、そのうちには粘土業者自体の利権擁護のためのお説もあり、權威者のお説にいたしましても、一部製鉄副資材の耐火粘土を對象としたもので、まづた皮相のそしりを免れないと信じます。なるほど製鉄副資材に用いる耐火度の高いものは、有用鉱物の資格があると認めますが、それはわが国にいたしましては、耐火粘土中の一小部分でありまして、それがために大部分の耐火粘土を鉱物に加えて法律で縛るということは、多数のものに迷惑をかけるので、ちやうど角をためて牛を殺すたぐいであると思ふのであります。

第三の、およそ法定鉱物に指定する以上、その鉱物には鉱物たる要素が必要である。かつその要素には利用価値がなければならぬ。耐火粘土はいずれの点かその要素で、いずれに利用価値を求めるか、かりに耐火度としたならば、番度は何番以上とするか。普通二十六番以上を耐火粘土と稱すると聞いておりますが、二十八番以下の耐火粘土は壁土やかわらと同様で、耐火の利便価値を認むべきでない。常識的に見て、三十番以上なれば有用鉱物の資格がある。そこで二十九番ないし三十番に基準を置くとして、その検査の方法をどうするか。たとえば三十番の層があるとし、天然物でありますから、その層全部がほしいものである。その層の中には二十八番のところもあり、三十一番のところもある。さらに番度をほかの方法であります。一番や二番はどういうふうにも狂ひがある。従つてまづたその基準を定めることが不可能であらう。なお製鉄の副資材あるいは窯業用の副資材に用いる場合は、番度の高低によつて価値の有無を定めることができます。陶磁器の原料に用いる場合は番度の高低は問題でない。鉄分の含有程度あるいは焼成の作用その他製品の用途等によつて価値が定められるのであります。かくのごとく耐火粘土は有用鉱物の資格があるものがあつても、これを判定する方法がない。またこれも全体的にみて一小部分にすぎませんので、要するに有用鉱物の資格がないという結論に到達するのであります。

第四の点であります、耐火粘土は地表鉱物であり、地下に埋蔵する場合もありますが、天盤として支えるものがありまから、従つて坑道掘りが至難であります。大部分は露天掘りであり、ゆえに土地そのものが鉱物であるといふことになり、土地所有者との間に所有権の争いが絶えないことを予想せねばなりません。

第五に岐阜県の私が住んでおる多治見地方あるいは愛知県の瀬戸地方は耐火粘土の最大の生産地であり、また最大の消費地であります。その最大の消費地であるといふゆゑは、岐阜県、多治見あるいは愛知県の瀬戸地方は、わが国の陶磁器の大部分を生産しておるからであります。何ゆゑこの地方に陶磁器の生産がかりに発達したかと申しますと、論外なく耐火粘土が手近かにあつて、手軽に入手できるからであります。すなわちこの耐火粘土は陶磁器の原料というよりも、むしろ副資材、すなわち焼成に用いるエンゴロと称しておりますが、ケースあるいはかまの土等を多量に消耗するもので、これが手近かにあつて、手軽に入手できるといふ特殊の地理に恵まれておるといふことであります。もしこの耐火粘土が鉱物に加へられたら、ちやうどかわら屋さんのかわら土を鉱物に加へるといふことと同様な結果になつて、まづた不便不利、陶磁器産業の致命傷といわねばなりません。耐火粘土と申しましては、陶業地ではかまやケースに用いる土は、ちやうど壁土にする赤土よりも安いので、もし鉱物に加へたら、壁土も法定鉱物に加へねばならぬといふやうな結果になると思ふのであります。

第六、耐火粘土地帯は、すぐ軒下から耐火粘土を埋蔵しておりますから、それを鉱物に加へられ、鉱業権を設定されましたら、道を直すやうな場合に、その土も掘れないといふやうなことになる。あるいは土木工事等をする場合には、土地の所有者にも交渉しなくてはならない。さらに鉱業権者にもわたりつけなければならぬといふやうなことで、たいへん迷惑をするのであります。しかもみならず、粘土地帯は鉾山ブローカーとか、あるいは悪質の鉱山屋さんなどが横行いたしまして、各所に鉱業権を設定して、これを悪用するといふやうなことであり、あるいは濫掘をして、あとをばつたらかしておくとおつたこと、地方民が非常に迷惑を受けると同時に、治山治水上まことに憂慮すべき結果を招来する公算がきわめて大きいといわねばなりません。

以上によりまして、耐火粘土を法定鉱物に加へることははなはだ迷惑でありますから、岐阜県の關係市町村は再三通産省に陳情しております。また陶器生産者あるいは粘土業者も大部分がこれに岐阜県では反對しておるのであります。過日通産委員の方々が現地においでくださいましたときも、この点を親しく陳情した次第でございます。さらに三重県の粘土業者も大体これに反對しておられるといふことを聞いておりますが、愛知県の粘土業者は自己防衛のために一部の人が賛成しているやうであります。關係市町村とか、あるいは陶磁器生産業者にはその賛否を聞いておりませんが、おそろしくこの法案をよく知らないから、こつた結果になつてゐるのではないかと思ふのであります。以上私は七つの点を指摘したのでありますが、私どもは見解から申しますと、耐火粘土を法定鉱物にせられる場合には、この鉱業

法案の趣旨であるところのいわれる公共の福祉を増進するということはまったく反対の結果を招来するということを堅く信ずるものでございます。

なお最後に一言つけ加えたいことは、ちやうど三重県、三重県、三重耐火粘土協会の組合の方と、阿山郡島ヶ原村の伊賀耐火粘土協業組合の代表の二方が見えまして、ぜひ私に一言述べてくれと申しましたが、三重県の粘土業者は五十名ほどあるが、その方は全部反対である。但し三重県は岐阜県と違ひまして陶磁器の生産業者はおられませんから、大部分の耐火粘土は耐火レンガとか、あるいは煉瓦用に用いられておられるけれども、岐阜県同様反対である。その理由は、三重県の粘土地帯は全部が重炭酸区になつていて、従つて耐火粘土に加工されると二重炭酸をしなければならぬ、あるいはその他いろいろの支障を来して非常に迷惑である。従つてもしそういうようなことでござつて行けないと、全部の粘土業者がやつて行けないようになると、特に三重県の粘土業者は小企業者であつて、耐火粘土などを設定せられて、登録税とか、耐火粘土とか、耐火税、あるいは保安設備等を厳重にやましく言われる場合には、まったく壊滅する、こういうような場合が起ると、せつかくの耐火粘土なり煉瓦の土が川ないというふうな結果になりはしないか。こういうようなことはすでに五十年も現状のままでやつておつても、さらにそういうような苦情の起つたことはいない、従つていまさら耐火法に加えてみる必要はないということ、この点を強く主張してもらいたいという希望がありまして、一言つけ加えて申し

上げる次第であります。以上をもつて私の公述を終わります。

○小金委員長 ただいま御意見を述べたいただきました東京大学教授青山秀三郎君、北海道美幌市長櫻井省吾君のお二人は所用のため午後には御出席ができませんというのであります。公述人に対する質疑は、後刻公述人全部の御発言が終つた後にまとめてしていただくことになつておりますが、このお二人については、この際もし委員諸君の中に御質問があらますれば特に御発言をお願いしたいと思います。

○中村(幸)委員 私は東京大学の青山先生にお尋ねしたいと思ひます。

耐火粘土につきましては、ぜひともこれを法定鉱物に追加してくれという強い御要望もある方面からあるのではありません。またたゞいま多治見市長さんのお話のごとき、法定鉱物に追加してくれは非常に困る、業界も混乱するおそれもあるし、また製鉄用原料のごとき有用なる耐火粘土はごくまれであるから、全体としてこれを法定鉱物から除外してくれという御要望もあるのではありませんが、耐火粘土の日本における取引状態その他から勘案いたします、はたして法定鉱物として追加するのが適當であるかどうか。あるいはまた三十三番というように標準を境といたしまして、一部は鉱物に指定し、他の一部を採石法の岩石にするということが可能であるかどうか。またそれによつて支障が起らないかどうかという点についてお尋ねしたいと思ひます。

○青山公述人 ただいまの中村さんの御質問にお答えいたします。先ほどちよつと申し上げましたよう

に、この法定鉱物に入れるということについては、耐火粘土は、まさしく鉱物そのものの中に限界が出て来る性質のものであります。耐火粘土と申しまわめて広いのであります。然るに性質も、かなり強いものから、かなり低いところまでありまして、耐火粘土という名目でこれを一括するといふことはなかつた困難であると思ひますが、大体において耐火法に使用される耐火粘土を大きく耐火法の中に入れておきたいことは可能であると思ひます。ただ特殊のものに対してこれを別途扱いするといふことは、このものについてはやむを得ない場合が起るのではないかと想像されますが、耐火粘土を一応法定鉱物として入れるということは私は賛成したいのであります。しかしその施行につきましては考慮していただく余地が残るのではな

いかと思ひます。またその限界をどこに引くかという問題は、耐火粘土そのものの耐火性質ばかりでなしに、いろいろほかの問題もありまゝです。完全には耐火法を法定鉱物に入るといふことは、大体において私は賛成したいのであります。

○田代委員 やはり青山さんにお尋ねしたいのですが、先ほどのお話によりますと、災害賠償は自分としてはやはり原状回復が本筋であると思ひますが、しかし日本の実情としては、そうなるというところもいろいろの支障があるもので、当面としてはやはり金銭賠償の方を原則として、原状回復の方を従にするということが適しているのではな

いかというようなお話のようでございます。原状回復が主であるというようにお考えになつて、それを原則としてこの法律に生かして、むしろ金銭賠償の方を従にするべきではないかと思ひます。従つて、もつとも田面の被害などにおきまして、原状回復をする場合に、反

以上もかかるという場合には、国家経済から申しましていろいろ支障がございまして、それを一律にしやうと定規に原状回復を適用するといふことはできませんけれども、そういう国家の経済から言つて非常に損失になるという特殊の例を除いて、大体原状回復というものを原則として、金銭賠償の方を従にするというやうなやり方をつけてやられるのが日本の実情に適しているのではないかと考えます。前記の法でも、今度の新法でも、大体が耐火粘土本位になつておるよう

に考えられます。私は被害者の実情をよく知つておりますが、家が傾いたとか、あるいは井戸水が出ないとか、田が陥落しているというやうな問題におきまして、再三再四耐火業者、あるいは県庁、あるいは政府にお百度を踏んで何とかしてもらえぬだろうかといふことを陳情なさり、努力されてお

はたとわかるのであります。今までほとんど泣き入りになつてゐる形が強い。それではその残りに対して国家が十分補償しているかどうかという問題になつて来ますと、国家補償といふはつきりした線が出てない。前国会を通つた特別災害復旧臨時措置法におきましても、非常に難航を続け、それを實際に施行する場合におきましても、非常に支障を来してゐる。被害総額におきましても、被害者の方々の意を満たすだけの補償はされておられません。不十分な補償はされておられません。そういう国家補償の線といふものがはつきりしてないといふ場合、こういう金銭賠償といふものが原則として取上げられ

ますことは、耐火法によつて一銭の利益も得られない農民諸君とか、あるいは一般の市民諸君といふものが、非常に被害の苦痛をなめ続けるのであります。むしろ私は日本の現状その他からいひまして、また日本の耐火法の発展という面から見ても、どうしても原状回復を主として、金銭賠償というものを従にして、その間いろいろ実情に即してゆつとつけるといふのじやないかといふふうに考える次第であります。が、ひとつ御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○青山公述人 先ほど私は耐火法による損害の賠償は、理想として原状回復だといふことを申し上げたのであります。それが地表に影響を及ぼすという場合に、たとへばある炭層を採掘して、そのために地表が陥落するといふ一つの例をとりますと、その中心部はそのまま水準が下る。その下らない所と下る所の間において、傾斜する所が出て来

るわけであります。そういう所が最も被害の多い所でありまして、そのままたつた所は、場合によりますと、それで利用できる所もあり得ると思ひます。水その他の問題は別でありまして、従ひまして、その影響をこうむつた所を元の水準にまで地ならしするといふ、そういう意味の原状回復までは、田代さんもお考えになつておられないと思ひますが、とにかく私どもは、鉱業の技術に關係しては、おそれる影を、できるだけ地表に對する影響を少なくするといふことは努めるのであります。そういうふうなことに地表に損害を少くしてもなおかつ生ずるその被害はこれをどういう方法で賠償するかといふことは、きつめてシリアスな問題だと思ひます。それで全部を理想として原状回復にするといふことは、これは私の根本の思想においては田代さんとかわらないのであります。ところがそういうふうな原状回復を主にするといふこと、また一方において、できる所は金銭賠償にするといふその限界は、その当事者間の問題であります。国家の問題もあるわけでありまして、私は外國の例を見ても、これはことごとく原状回復に原則を持つて行くといふことは、どうも今の場合には実情に即さないという印象が頭からとれないのであります。私も実は九州において、墓地がたんぼの中に残つて、水が出ますと船をこいで墓に行かなければならぬという例も知つております。さまざま著しい損害をこうむつた問題を再三見しまして、これは困つた問題だと思ひのであります。が、そういう場合の最後の処置としては、その損害を、全然採掘をしなかつた元の状態にそれを持ち来すといふことができればいいのであります。が、ほとんど不可能じゃないかと思ひます。ので、やはりこれは理想、あるいはもう少し先の、はなはだ失礼かもしれないが、せんが、空想に近い問題であつて、実際ににおいてはやはり、できるだけ早くその損害を除く、また利用されるという上からみしても、一応金銭賠償によつて、できるだけ早く損害の一部が除かれて、利用ができるというふうな仕向ける方がかえつていいのじやないか。しかしそういうことよりも、原状回復が有利である、そういう方が早くといふものにつきましては、これは従として進める方が適當でないかといふことをさきに申しましたが、今も実はそう思つておるのであります。この問題は、この鉱業法の中できつめて重要な問題と思ひます。私も昨今少し考へておるのであります。が、やはりこれを主従とのかえりといふところまでの結論には、まだ遺憾ながら到達しておらないことを申し上げざるを得ないのであります。

つた元の状態にそれを持ち来すといふことができればいいのであります。が、ほとんど不可能じゃないかと思ひます。ので、やはりこれは理想、あるいはもう少し先の、はなはだ失礼かもしれないが、せんが、空想に近い問題であつて、実際ににおいてはやはり、できるだけ早くその損害を除く、また利用されるという上からみしても、一応金銭賠償によつて、できるだけ早く損害の一部が除かれて、利用ができるというふうな仕向ける方がかえつていいのじやないか。しかしそういうことよりも、原状回復が有利である、そういう方が早くといふものにつきましては、これは従として進める方が適當でないかといふことをさきに申しましたが、今も実はそう思つておるのであります。この問題は、この鉱業法の中できつめて重要な問題と思ひます。私も昨今少し考へておるのであります。が、やはりこれを主従とのかえりといふところまでの結論には、まだ遺憾ながら到達しておらないことを申し上げざるを得ないのであります。

午後零時八分休憩

午後一時二十四分開議
○中村(幸)委員長代理 それでは午前中に引き続き、鉱業法案並びに採石法案に關する公聴会を開会いたします。栗田數雄君。

○栗田數雄君 私は福岡県における被害被害者の代表栗田數雄でございます。

す。石炭鉱業によつて起る地上の被害がいかに大きい、また悲惨であるかは、去る第七国会衆議院本会議において、神田代議士外三十四名の方々の提案にかゝる被害に關する決議文のうちにさんたんたる悲壯な事実を述べられておりますから重ねて申し上げませんが、かかる残酷な被害は石炭採掘とともに日々進行を続けております。が、これに對していかなる措置がとられておるか。顧みすれば、戦争前にはわが國における大資本家がおおむね鉱山の大部分を所有經營されておつた関係から、石炭事業は不景氣でも、重工業や銀行、商社等の利益をもつてても会社の名譽にかけても一応被害者の納得の行く程度に原状回復の工事を施行いたしました。福岡県下においても昭和十七年まで耕地千三百四十歩の復旧を完了した事実もあります。しかるに第二次世界大戦勃発以來、資材及び労力の不足、加ふるに敗戦の結果として財閥の解体となり、炭鉱経営は困難かつ被害復旧の弾力性は失われたのであります。かかる理由で復旧事業は一頓挫を來しまして実行不可能となりまして、その後ブル資金の制度により、續いて第七国会で成立の特別鉱害臨時措置法で今後五箇年間に五十億程度の復旧が可能となりますが、現存の被害量及び日ごとに増大するその量から見れば、その五分の程度にも及ばないかと思ひます。かかる状態では当然被害民の不安を來し、結果として思想の混乱は免れないのであります。これらの事實は他のもの／＼の原因結果もありましようが、私ども被害民としては現行法規の不備欠陥がここに至らしたかと思ひます。従

いまして、今回の法令改正にあたつては、被害民の立場から率直に意見を陳列いたしました。法第百一十條より百六條に至る土地の使用及び収用に關する條項中、鉱害または炭礦置場の設置、鉱業に従事する者の宿舍ないしは保健衛生施設の設置、この適用範圍を拡大したことは農民の職を失ふはもちろんな。わが國のごとく農耕地の狭小かつ食糧不足の現状においては修正削除すべきであると思ひます。法第百一十條、鉱害の賠償については、原状の回復をもつて原則となし、やむを得ざる場合は金銭賠償の方途を認めることに改められた。何となれば、前に述べましたごとく、金銭賠償を建前としてゐることは、鉱業権者に被害復旧の誠意、熱心を欠く結果と相なります。何となれば、耕地のごときは下の公定價格では私の地方で反當り貸賃價格の四十倍に、さらに、今同改正になりまして、七倍を乗じたもので四千九百圓、五千圓程度できつめて安きに失します。炭鉱経営が困難で、特に労働問題や資材調達に汲々たる際に、何で十分賠償の誠意が示されましようか。たとへば炭鉱名物のピラミッド型ボタ山が空高く積み上げられておる。その間近かに美田が水没して、湖水のようになつておる。これはボタ捨てに竿頭一歩を進めて、坑内より陥落のところにレールを延長することによつて、復旧の第一歩を踏み出し、耕地復旧を安価かつ迅速に完了し得る事実もありま

めに、各人々々の復旧工事は、絶対に可能であります。さらに金銭賠償では、対価わずか五千圓程度で、これに對して復旧費は、私の地方で反當約十五萬圓程度であるから、差額の十四萬五千圓は、被害民の犠牲となる結果になります。しこうして現在の技術では、石炭を掘れば、その採掘の深度に比例して、地上に相當の被害、損害を及ぼすことは明瞭であります。この明瞭な事実をもつてするも、なお無過失賠償として、地上権者に損害を負わしむることは、まさに私どもの財産権を侵害するところの、憲法第二十九條の違反となることを主張するものであります。

金銭賠償を主張する人々は、世界各國の法律では、ドイツを除き、他の國では金銭賠償主義であるから、わが國もこれにならえといふような説もありますが、日本のごとき狭隘な國土に龐大な人口を收容し、かつまた鉱業被害が集團的に一村、一部落を襲滅しておるがごとく、外國にその例がありません。日本で行われる法律は、日本に適用する法律でなければならぬのであります。

本問題は、委員であつたところの平田先生が病床死のまぎれまで、私どもと同じ主張を続けられたと承つております。昭和二十二年六月、商工省鉱山局鉱業法令改正準備室において上申されました法案は、原状の回復を原則としてあります。

以上の諸点よりして、私の主張は正當であることを確信いたします。法第百十四條損害賠償の打切りは、制度として認めてはならぬ。何となれば、前に申しましたように、賠償金を

正当に被害者が使わず、他に転用した事例も少くありませんし、ことに耕地の原状回復、国土保全、食糧増産の原則より見ましても、私どもの地方で、地下百尺近くの石炭の累層があること等を考慮するときに、この制度は絶対賛成できません。

法第六十五條、地方鉅害賠償基準協議会の機構は民意を尊重したものでなければならぬ。鉅害被害の原因結果は千差万様でありまして、一定の基準をもつて決定するに当つては、相當の學識と多年の経験を持つておる人々でもなお至難とされておるのであります。それにかかわらず、転出、異動が常に行われて、その実態を十分につかみ得ない行政機關の職員にこの重要決定権を與えることは無謀であり、從つて加害者も被害者も納得の行く基準はできないと信じますとともに、本案は民意を尊重せざるところの戰時中の官僚獨善時代に逆行する結果として反対をいたすのであります。

以上きわめてあらましを申し述べ、私ども被害者の立場を主張し、御審議の参考に供したのでありますが、これを要するに鉾害賠償問題は全国民を主とする被害者すべての生活権を左右する重大な問題であり、施策を一步誤まればゆゆしい社会問題を惹起するに至るであらうことは火を見るよりも明らかであります。従つて被害地方の住民は今回の鉾業法の改正の成行きを注目して、すでに政府の原案に対する不満は、一部に不安動搖を来している事實のあることはこの際あらためて率直に申し上げます。私どもは被害地には必ず原状回復を行い、民生の安定の突を法案に明示すべきことを主張いた

します。しかしながら土地の原状回復を主とする賠償を鉱業権者にも強制することは、わが国石炭鉱業の立地条件及び基礎産業としての経済的特殊性

を考慮せざる処置でありまして、被害者といへども原状回復を望むあまりに、炭鉱に重圧を加え、炭鉱の破綻を来すごとき方策はまた考慮せざるを得ません。よつて今回の鉱業法改正を機会に、さきに衆議院が決議せられたした国土計画の一環として鉱害対策を取上げる方法を具体化して、既往の鉱害及び今後発生の場合においてもその復旧について国費の応分の支出を行い、鉱業権者には従来とり来つた負担程度を課するごとき措置によつて、被害地の原状回復が実施せらるるよう法の改正を主張するものであります。私は鉱業法改正審議会委員として、鉱業の発展は地上権者の援助なくしては絶対にむずかしいという点から、各委員と協議研究を重ねて、以上申し述べた諸点については終始一貫した主張のもとに、広大な被害地の復旧による農民救済に、あわせて今後発生を予想せらるる問題の根本的解決策として提案しますが、少数意見として取上げられなかつたことをまことに遺憾としておるものであります。幸いこのたびの公決の機会にあわせて申し添えまして、被害者の立場を主張した次第であります。

○中村幸委員長代理 先刻委員長より申し上げました通り、本日は公述人のほかに関係官庁の御意見もお伺いすることになっております。実はまだ各公述人の御発言も残っておりますが、農林省農地局長佐野憲次君の事情によ

りまして、特別に時間を繰上げまして、その御意見をお聞きすることになっています。農林省農地局長佐野憲次君。

○佐野説明員 私農林省農地局長の佐野でございます。私は農地の立場から見まして、この鉱業法案につきまして、意見を申し述べたいと思います。

大体的申したいことは三点あるわけであります。まず第一の点は法定鉱物としまして、石灰石とかドロマイト、珪石、長石というようなものが追加されておる点であります。これらの鉱物は、現在の通念から申しまして、土地の所有権の内容をなしておるといふうに考えられておるものであります。従つてこれらの鉱物を追加いたしますことは、農民その他土地を基本にいたしまして業を営んでおりまする者を不当に侵害する、ひいては生活を脅かすというような結果になりはしないかということをおそれるものであります。大体今回追加にならうといふたしておりますものは、大部分が地表にある、もしくは地表の近くに存在をいたしております、土地の主要な構成部分をなしております。こういう点におきまして、土地の上になつておりまする農業等につきまして、ただちに利害の衝突を来すものではないかという点でございます。そうういふ意味から申しまして、私どもといふたしましてはむしろこれらのものは鉱業法によりませんで、採石法によりまして、土地の所有者なり、耕作者等との利害の調整をはかつて行くのが適當ではないかというふうに考えるものであります。

第二の点は、鉱業権者による土地の

收用使用の問題であります。御承知の
 ように、土地の使用收用は、これは公
 的な企業について認められて参つてお
 るのでありまして、こういう土地の收

用権を、私企業的な性質の強い鉱業といふものにあてはめて参りますことは、相当疑問があると考えるのであります。しかしかりに各種の事情からいたしまして、鉱業権者に土地の使用収用を認めなければならぬということになるにいたしても、どういう場合に使用収用を認めて参るかという点につきましては、よほど他の産業、他の権利者との利害関係といふものについて、十分な考慮が拂われなければならぬと考えるのであります。現在出されております法案の中に規定されておられますところによりますと、使用収用の範圍は、相当広くなつておるのであります。たとえば鉱業用の事務所でありまるとか、あるいは鉱業に従事する者の宿舎というようなものでも使用収用ができるようになっておるのであります。これらの点は鉱業権者にここまで認めて参るといふことは行き過ぎではなからうかといふふうに考えるのであります。また同時にこの鉱業権者ばかりでなく、租鉱権者にも使用収用を認めておるのであります。これも租鉱権の性質から見まして行き過ぎではなからうかといふふうに考えらるゝのであります。これらの点も十分に御検討をいただきたいと思ふものであります。

第三の点は、鉱害の賠償の問題であります。これは栗田氏からも意見の發表があつたのでありますが、私どもも大体栗田氏の御意見と同様の意見を持つておるものでございます。申すまで

もなく、わが国は非常に土地狭小でありまして、食糧の關係から行きますとも、非常な不足を來たしておるのであります。われ／＼としましては、農地

につきましては極力これを維持いたしまして、生産力の増強に努めて参りたいと考えておるのであります。しかしながら現在のところ年々相当の政廃地がございます。これは人口も漸次増加いたして参りますので、都市の発展でありますとか、鉱業の発達、あるいはそれに伴ひまして各種の施設が充實をいたして参るのであります、そういうことのために、農地が年々相当つぶされております。一方われ／＼といたしましては、相当な国費を投じまして、農地の拡張をはかつておりますけれども、現状といたしましては、むしろ政廃をする農地の方が多いような状況でありまして、農地につきましては、できるだけこれを保全いたして行かなければならぬというふうに考えられておるのであります。現在の鉱業法案で行きますと、金銭賠償が原則になつておりまして、例外的に原状回復をするということに建前はなつております。ところが、先ほど栗田さんからもお述べになりましたように、金銭で賠償されるということになりましたと、それがあるというのに、金銭で賠償されるという原状の回復に金向けられるという機会はいさゝか乏しいと考えられるのであります。また土地の原状回復は関係者が一致いたしまして集团的にやる必要があるのであります。金銭賠償で行きますと、その賠償を受けた人の個々の考え方によりまして、必ずしも一致して原状回復に向けられるということも困難なのであります。結局金銭賠償という建前で行きますと、

大休陥没地のごときはそのまゝになつてしまふという可能性が多いと考えられるのであります。また農家の立場から考へてみても、たとへ金銭で賠償を受けなくても、その農家といふものは、結局農業の経営はできないのであります。いわゆる失業の状態で陥るわけでありまして、たま／＼他に転職のできる人はよろしいのであります。が、長年農業をやつて参りました者は、その簡単に転職もできないような状況でありますので、農家といふことも、やはり金をもらふといふことよりも、土地を原状に回復をしようといふ方が、最も望ましいことと考えられるのであります。私といたしましては、ぜひとも原状回復を原則にいたしまして、原状回復をすることが不可能な場合であるとか、あるいは国家経済的に見まして、著しく不相当に多額に経費を必要とする、国家的に見ても決して得策でないと考えられるような場合に限りまして、金銭賠償の方法をとるべきであるといふふうに考へられるのであります。この前の鉱業法案はたしかそういうふうになつておつたかと思ふのであります。が、この前の法案のような形にしていただきたいといふふうに考へるのであります。しかしこれは先ほど栗田氏からも御意見がありましたように、この原状回復の財政的な負担を全部鉱業権者にのみ必ずしも負わせるということも目的ではないのであります。私どもはよくわからないのでありますけれども、原状回復をさせることが鉱業の奨励からみまして、鉱業権者に対して著しくむりがあるといふことではあります。その点については国家

がやはりある程度の負担をいたしました。で、鉱業としても十分成立ち、また農業も成立ち、両立するように国が財政的にめんどうを見て参るといふことにお願いをしたいと考へるのであります。

以上三つの点の申します主要な点であります。つけ加へまして、この租鉱権の問題であります。租鉱権者は概して経済力に乏しい者がやるといふ傾向にあるのではなからうかと考へられるのであります。従つて賠償につききましては、少くとも鉱業権者として連帯責任にさせていただくといふことにならなければ、今後その賠償の問題についていろいろ紛争の起ることが予想せられるのであります。どうかその点につききまして十分御検討をいただきます。と思ふのであります。そのほか農業と鉱業との一般的な調整の問題であります。この点につききましては、十五條でございまして、鉱区に關する制限の規定であるとか、あるいは鉱業権の出願について都道府県知事と協議をしなければならぬといふような規定であります。また三十五條におきまして、こういう場合には鉱業権を許可してはならないといふような規定であります。また、また土地収用につきまして、関係都道府県知事との協議をしなければならぬといふ規定、そのほか土地調整委員会の規定であります。いろいろ民主的な運営について規定がされておるのであります。これらの点は非常にけっこうだと思ふのであります。大体私共の意見として申し上げたいところは以上でございます。

上でございます。○中村(幸)委員長代理 いただいた佐野農林省農地局長の御発言に對し御質問はあります。――御質問がなければ、次は公述人の御発言に移ります。日本石材工業株式会社長堀浦博君。

○堀浦博君 私は日本石材工業株式会社の社長堀浦博であります。今回採石法案が委員会にかかりまして審議されておりますことは、まことに業者といたしまして感謝にたえません。すみやかに本法の成立を、業者全体の者が今日希望しておる次第であります。つきましては、採石の業者といたしまして、いささかここに本法案に對し申し上げたいと思ふのであります。

ここに申し上げたい要点は、二つ重要な点を申し上げたいと思ふのであります。第一は、この採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

は、採石権の設定をい

ないかと存じますが、この点も十分考慮していただきまして、鉱業法の法規と同様の取扱いをしていただくということをお願いしたいと思います。以上述べました三点が私も業者といたしまじで希望でございます。今までの土地の所有権者が優先的に採石をするということができ得ました場合、さらにこの法案が成立いたしましたとして、他人の土地に採石権が設定できるといふようなことになりました場合には、当然この競争は必ず起るというところから考えまして、この優先順位を設定されるか、あるいは他の方法によつてこれを紛糾のないように処理をしていただくというのを重ねて申し上げておきます。はなはだ簡単であります。これで私の公述を終わります。

○中村(幸)委員長代理 公述人はもう一人大多喜天然ガス株式会社副社長松浦政男君に御依頼してありましたが、本日はお見えになつておりませんが、本日はお見えになつておりませんが、

で、これで公述人の全部の方の御発言が終りました。公述人に対する御質疑はしばらく留保いたしまして、次は厚生省よりの御意見を聞くことにいたします。厚生省国立公園部管理課長甲賀春一君。

〔中村(幸)委員長代理退席、委員長着席〕

○甲賀説明員 本日の公聴会に厚生省の国立公園部長が御呼出しを受けましたが、部長はアメリカに旅行しまして本日帰朝したのであります。また連絡がとれませんので、私管理課長であります。かわつて申し述べたいと思

います。 鉱業法案及び採石法案につきましても、私どもの方といたしましては、この法案はおおむねつけこうなものであると存じますが、ただ二、三の点についてここに意見を陳明したいと思

わが国は敗戦によりまして、狭小な土地でその生活のかてを得なければならなくなつたのであります。そこで国土の総合開発ということが叫ばれるに至つたのは、まことに当然な帰結であると存するものであります。しかしながら、国土の開発と申しますと、一般にはとく直接にすぐ金に換算し得るもの、すなわち鉱山の開発であるとか、あるいは水力電源の開発等のみが考えられまして、わが国の経済に間接に、しかし非常に大きな役割を持つて裨益しております。たとえばすぐれた大景観の保護、あるいはまた温泉源の保護などということに対しては、どうしてまでも等閑視される傾向があるのであります。この風景の保護は、その重要性を国民が認識し、お互いに注意をすれば足りることでありまして、鉱山その他の産業開発のごとく、特に大

に資し、あわせて外貨を獲得するた

め、国立公園法が制定されております。またわが国に恵まれた温泉源を保護し、これが利用をはかり、公共の福祉に寄與せしむることを旨として温泉法が設けられていたのであります。が、これらの法律は鉱業法、採石法等とは明らかに対立するものであります。幸いにこれらの競合点の調整をはかるために、採石法案におきましては、通商産業、厚生両省の間に了解事項によりまして、国立公園内の特別地域が、同法案第十條にいう「公園」に該当するものとして、採石権の設定を通商産業局長において許可されぬことになつております。また鉱業法案では第十五條によりまして、採石権の一般公益と対比して適當でないことを認めるときは、土地調整委員会において、禁止地域を設定し得ることとなつております。採石権の存続のことにつきましても、第十九條によりまして「保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し」、「公共の福祉に反する」と認めるときは「通商産業局長はこれを許可しない旨規定し、さらにまた第三十五條によりまして、鉱業出願地において、採石権の採掘が右と同様な理由で公共の福祉に反する」と認めるときは、通商産業局長はその出願の許可をしてはならない旨規定されているのであります。さてこれらの点につきましても、私どもの立場といたしましては、国立公園の特別地域、及び温泉源に影響する地域はすべて鉱区禁止区域といふことが望ましいのであります。が、わが国情を考慮するときは、そう一方的なことばかりも言えませんので、個の場合に処する土地調整委員会の良

識ある判断にまづはかはないと思つてあります。そのための希望といたしまして、委員会の委員にはもとよりつばな方が選ばれるとは思いますが、真に国家的見地に立つて、そのことを判断される公平無私な人をこれに充てられることが望ましい次第であります。

また最後にもう一つ希望を申し上げます。前述の鉱業法案第十九條及び第三十五條には、国立公園または温泉の保護にはつきりとした字句がないのであります。したがって「公共の用に供する施設を破壊し」、「その他産業の利益を損じ、公共の福祉に反する」と認めるとき」という抽象的な字句を適用して、国立公園または温泉の保護を満たし得ると解するよりほかはないのであります。この点をさらに明文化されることが望ましいのであります。以上、以上の点に關しまして御再考を煩わしいと存する次第であります。

○小金委員長 以上をもちまして公述人の御発言をもちまして公述人の御発言は終つたのであります。委員各位より御質疑がございしますれば御発言を願います。

○江田委員 先刻被害代表の栗田氏の公述の中にありました、炭鉱からは賠償金が出るが、他に使つておるということ、その点どうもはつきりわかりませんでしたが、もう少し御説明をお願いしたいと思います。

○栗田公述人 ただいまの御質問は、私の公述中に金銭賠償によるものや、打切り補償によつた金が、被害者がその原形復旧に、あるいは後日意義のある金に使わずして、他に転用しておる

ということに対する御質問だと考えます。被害者としてかようなことを申し上げることはまことに遺憾千万でございますが、過去における事例から申しますと、この金銭賠償、打切り補償の線が二つあると考えます。一つは、自分が借財が非常に大きくなる、あるいは農業から他に転業しようというふうなために、被害者自体が炭鉱に相談しまして、打切り補償や金銭賠償を要求しまして、その金をもつて借金を埋めるとか、あるいは他に用とつかうというふうな被害者自体の立場から、遂にその目的以外に金を使うということがあります。もう一つは、鉱山の経営の立場から、年々賠償その他をしてはとうてい経営がでないというために、一時の金をもつて打切り補償をせられるというふうな場合がございするが、その場合に善意をもつて復旧すればけっこうでございますが、農家におきましては、忙しう立場もありまして、またこの九州地方では夏の間や冬の間に、あるいはおむね建築はできません。春先や秋の時候のいとき、建築をしようということに、農業関係からなるのであります。そういうことで時期を待つておる間に、つい物価が上りまして、とうとうそれを原状へ復旧することができずして、その金はどうかややつてしまつたという、悪意でなく大体待つておつたけれども、それが実行されなかつたということで、非常に苦境に陥つております。

なお昨日鉱山の代表の方から、被害者がべらぼうな要求をするというふうな意味のお話がございましたが、私ど

も被害者としてしましては、土地に祖先の墓を持ち、住宅を持つておられますから、郷土愛という精神から、やはり無謀な取つて逃げる要求も何もしようとは思いませんけれども、賠償や補償の面に十分なことが行われないと、非常に不満がありますので、その際に他の村から入つて来た人とか、あるいは村内の人でもたまには過激な人で、そういう人が出て来まして、鉾山に非常に無謀な要求をその人が代表してすることがあるかもしれませんけれども、これはきわめて少数の事で、大体多くの被害者——耕作農民のごときは純朴であり、また相当大手段炭鉱とは現在までに協調を保つておられますから、むしろ金銭賠償よりも原形復旧の線に進んでいただいた方が、国土保全、食糧増産、民生安定の点からよからうといふことを申し上げた次第であります。事例は禁煙県の市町村被害連盟会長の行實さんのごとき、多年の経験でよく御承知でございます、これは私どもだけでなくて、市町村長の方もよくその線を主張せられておることを申し添えておきます。

○田代委員 栗田さんに御迷惑でもお願いいたしますが、大体先ほど農業関係の局長その他の方々の御意見を承りましたが、私どもは絶えず私どもが主張したしておりますような原状回復の方が正しいと確信いたします。しかしまだ原状回復とは実際どういふものであるかといふことについて、文字の上で理解されておるような向きがあるように考えられます、実際に被害を受けておられる方が、自分たちの考へておる原状回復とはどういふものであるかといふような点をよく話していただ

きまして、お互いに徹底して主張され、また私どもが考へておることが通るようになるのではないかと思いますので、御迷惑でしょうがお願いいたします。

○栗田公進人 私どもが単に原状回復と申し上げておるのとは、昔の姿そのままに返せというような意見では毛頭ございせん。所によりまして小さい山がありまして、その山自体が水浸しておるといふ事態がございますが、そういうような価値の乏しいものを昔の姿のように返して、松の木を植えてもどせというような原状回復主義は決してとれておらないのであります。また十尺下つたから十尺上げろ、二十尺下つたから二十尺上げろといふことではなくて、私どもの耕地がつくられる範圍において原状の回復をしていただくという主張でございますから、私どもは一部の方の見方——学校あたりから見まして、大きな補償金がないと原形復旧ができないじやないかという御説もございしますが、現実においての被害者といしましては、鉾山側に協力いたしましてやるならば、私どもはある程度の安い單価でもつて耕地の復旧もできる自信を持つております。必ずしも原形というものは文字にとらわれた姿そのものに返せといふことでなくて、実体的にわれ／＼がやつておつたそのものに返していただく。たとえば墓地の原状回復のごときは、水浸いたしました墓地をそのところにまた前の高さに上げろというようなことではなくて、場合によりましては移動いたしまして、適当なところにわれ／＼が祖先の霊地として拜み得るような施設をしていただくといふことを主張しておる

ものでございまして、決して無謀な原状回復主義を主張するものでないことを申し上げておきます。

○小金委員長 次に建設次官の中田政美君がお見えになりましたので、中田建設次官の御意見を聞くことといたします。

○中田説明員 鉾山法案、採石法案の両法案に關係しまして、何か参考になるような意見があるならばということでお頭を命ぜられたので伺つたのであります。これは政府としてはこの原案を国会へ提案した關係もございせん。ただ御参考までにこの両法案に關係して申し上げてみたいと思ふ点がございしますので、それを一、二申し上げることにいたします。

第一点は、鉾山法案と土地收用法との關係でございます。御承知の通り従来の鉾山法におきましては、土地の使用はこれを認めておりますが、土地收用は認められていないわけでありまして、今度の改正案におきましては、土地收用が全面的にできるようになつて、しかもこの事業の認定権は通商産業局長が鉾山法の許可を與えたと、当然に事業の認定があつたように仕組まれてございまして、この問題につきましては、土地を收用するといふことがいかに私権を制限することとございまして、その目的はどこまでも憲法の命ずるところ、公共の利益となる事業、すなわち事業が公益性に相当するかどうかという判定を根本とするわけでございます。この事業の認定はどこまでもある特殊な關係を持つ官庁で認定するといふことは避けたい。どこまでも公正独立な中間的な機関でこれを判断する方が適當であらうかと考へます。その意味からいたしますと、現在の土地收用法によりまして、土地收用法の主務大臣である建設大臣が認定をいたしております。これについても議論があるところでございまして、建設大臣は、あるいは農業、あるいは鉾山あるいは商工業、あるいは民間的色彩のある産業に關係いたしません。川とか道路とか、それ自身が公益的な仕事にのみ關係いたしておりますので、比較的公正、中正であると考えますが、それについても疑問があり得る余地があります。そこで現在土地收用法の根本的な改正をやらうと思ひまして検討中でございますが、その案につきましては、できればこの法案にかがれるような土地調整委員会の性格の委員会に、土地收用審査會を持つて行きたいという考へております。その委員会によつて事業の認定を行わせることにしたらどうか、こういう考へを持つておりますので、これに反対という意味ではありませんが、土地收用法の全面改正の場合におきましては、鉾山法の第五章土地の使用及び收用のこの條項につきましては、統一法である土地收用法に、全部移行することがわれ／＼としては適切であるといふ考へております。

それに関連してもう一つ申し上げたい点がございまして、それはこの新改正法によりまして、第十五條でしたか、非常に進歩的な條文が載つております。それはすなわち土地調整委員会という制度の問題でございます。ひつきりものは、一國の国土をいかに利用する

るか、いかなる目的に利用するかといふ、その利用方法についての競合をさばくといふ非常に重大な意味があるわけでございます、たとえばここに書いてあるように、鉾物を採掘すること、一般の公益とか農業、林業とかいふような他の産業に比較して適當でないといふ地域には禁止地域を設ける、そういうことを裁定する非常に大きな権限を持つた委員会ができるわけでございます。これは通商省とか農林省とかいふような、そういう産業を所管している省ではなくして、獨特の、内閣に獨立の委員会を設けるといふ仕組みになつておるわけでございます。この仕組みについてはいろいろと議論がありまして、確かに一つのねらいであることは事実でございますが、前段申し上げました土地收用に関する土地收用審査會の性質と私の考へるところでは、ほぼ同じような仕事をするものであるから、これらを一本にして行政を簡素化して、そうしてこれらの諸般の事項を、所管大臣とは別に判定するといふことにしたらば、私は國家の行政機構としてはより簡素化され、かついかにも矛盾がないのではないかと考へて持つております。

土地收用に関する問題はそれでございしますが、もう一点、私はせつかくお招きにあずかりましたので、愚見を申し上げておきたいと思ひます。それは法案の五十三條と、ただいま申し上げました土地調整委員会との関連でございます。五十三條をひもときますれば、鉾山法を制定した後において、どうも四則の情勢から見てもいかにその被害がはげしい場合、この條文の文句で言いますれば、保健衛生上害がある

ものでございまして、決して無謀な原状回復主義を主張するものでないことを申し上げておきます。

○小金委員長 次に建設次官の中田政美君がお見えになりましたので、中田建設次官の御意見を聞くことといたします。

○中田説明員 鉾山法案、採石法案の両法案に關係しまして、何か参考になるような意見があるならばということでお頭を命ぜられたので伺つたのであります。これは政府としてはこの原案を国会へ提案した關係もございせん。ただ御参考までにこの両法案に關係して申し上げてみたいと思ふ点がございしますので、それを一、二申し上げることにいたします。

第一点は、鉾山法案と土地收用法との關係でございます。御承知の通り従来の鉾山法におきましては、土地の使用はこれを認めておりますが、土地收用は認められていないわけでありまして、今度の改正案におきましては、土地收用が全面的にできるようになつて、しかもこの事業の認定権は通商産業局長が鉾山法の許可を與えたと、当然に事業の認定があつたように仕組まれてございまして、この問題につきましては、土地を收用するといふことがいかに私権を制限することとございまして、その目的はどこまでも憲法の命ずるところ、公共の利益となる事業、すなわち事業が公益性に相当するかどうかという判定を根本とするわけでございます。この事業の認定はどこまでもある特殊な關係を持つ官庁で認定するといふことは避けたい。どこまでも公正独立な中間的な機関でこれを判断する方が適當であらうかと考へます。その意味からいたしますと、現在の土地收用法によりまして、土地收用法の主務大臣である建設大臣が認定をいたしております。これについても議論があるところでございまして、建設大臣は、あるいは農業、あるいは鉾山あるいは商工業、あるいは民間的色彩のある産業に關係いたしません。川とか道路とか、それ自身が公益的な仕事にのみ關係いたしておりますので、比較的公正、中正であると考えますが、それについても疑問があり得る余地があります。そこで現在土地收用法の根本的な改正をやらうと思ひまして検討中でございますが、その案につきましては、できればこの法案にかがれるような土地調整委員会の性格の委員会に、土地收用審査會を持つて行きたいという考へております。その委員会によつて事業の認定を行わせることにしたらどうか、こういう考へを持つておりますので、これに反対という意味ではありませんが、土地收用法の全面改正の場合におきましては、鉾山法の第五章土地の使用及び收用のこの條項につきましては、統一法である土地收用法に、全部移行することがわれ／＼としては適切であるといふ考へております。

それに関連してもう一つ申し上げたい点がございまして、それはこの新改正法によりまして、第十五條でしたか、非常に進歩的な條文が載つております。それはすなわち土地調整委員会という制度の問題でございます。ひつきりものは、一國の国土をいかに利用する

るか、いかなる目的に利用するかといふ、その利用方法についての競合をさばくといふ非常に重大な意味があるわけでございます、たとえばここに書いてあるように、鉾物を採掘すること、一般の公益とか農業、林業とかいふような他の産業に比較して適當でないといふ地域には禁止地域を設ける、そういうことを裁定する非常に大きな権限を持つた委員会ができるわけでございます。これは通商省とか農林省とかいふような、そういう産業を所管している省ではなくして、獨特の、内閣に獨立の委員会を設けるといふ仕組みになつておるわけでございます。この仕組みについてはいろいろと議論がありまして、確かに一つのねらいであることは事実でございますが、前段申し上げました土地收用に関する土地收用審査會の性質と私の考へるところでは、ほぼ同じような仕事をするものであるから、これらを一本にして行政を簡素化して、そうしてこれらの諸般の事項を、所管大臣とは別に判定するといふことにしたらば、私は國家の行政機構としてはより簡素化され、かついかにも矛盾がないのではないかと考へて持つております。

とか、公共の用に供する施設を破壊するとか、あるいは農業、林業もしくはその他の産業の上利益をあまりにそこねるとか、かた／＼公共の福祉によくないというような場合には、その鉱区について減少の処分をし、あるいは鉱業権を取消しなければならぬという規定があるという事でございませう。これは実に重大な規定でございまして、その立法されたゆえんの趣意も私は十分了解できるのであります。また通商産業局長を否認するわけではない、これはおそらく局長としては非常な慎重な態度でこの処分をやられるわけにございませうが、この処分を取消さなければならぬと條文化してあるにもかかわらず、もしこれを取消さなかつた場合においてはだれがこれを救済するかという事でございませう。たとえば福岡の例をとつてみれば、福岡県の知事、あるいはその地方の利益を代表されるような方々から見れば、こういう事案が起つた場合、所管の通商産業局長がなか／＼やつてくれないという場合には、公益の代表者として何らのこれに対して発言権が持てないやないか、要請権がないではないかという事を私は考えるのであります。損害が起つてから跡始末をする、金銭賠償の問題も先刻拜承いたしました。が、起つてから後に金で解決するとか、原状回復をするというのではなか／＼容易ではありませぬ。それかといつて鉱業権を全部取消してしまつても、これではあじけないのであります。そこでできるならば、他と調和がとれるように、できるだけ防災的の施設をやる、そうして害を少くするという事に常に注意を施す必要があ

ると私は思います。これは国土保全上必要であり、その他諸産業との調和上必要であると思ふのでありまして、五十三條の発動をしなければならぬ状態に持つて行かない前においては、これらの害を未然に防ぐ処置については、たとえば県知事とか、あるいは各省大臣等があたかもこの土地調整委員会に禁止区域の請求権があるがごとく、あるいは鉱業地区についてそういうことを通商産業局長あるいはまた土地調整委員会に対して、そういうことを請求するでございませう。害が起つて金銭的に処分するという事で済ますでおおそい、ことに日本のような国土の狭いところにおいては、金で済ませるということでは済まされない問題がある。できれば両方調和をとるようになければならぬ。そのためにはどこまでも私は災害を未然に防ぐようなことを両方に事前に注意するということに――五十三條のごとき取消すというようなのは最後のどたんばであります。できれば取消すにできるだけ害を少くする施設が必要だと思ふのであります。こういう点について県知事または所管大臣がそういう危険あり、またこれに対する防災施設についてかくあるべしという事を通商産業局長に対して要請する、そういう請求権を認めるべきではないか。もし通商産業局長が不適当ならば、せつかつくところの土地調整委員会に対してそういう請求をする。つまり禁止区域という一番強いものについての救済手段があるにかかわらず、もう少し、いま一段低いところで双方の調和が十分とれるような処置についての請求権がないという

ところに、この法案に対して若干欠陥があるのではないかということを私は考へる。通商産業局長の認定その他が決して不情であるとは私は思ひませぬけれども、何といつても鉱業権を御所管になつておる通商産業局長のことでありませう。鉱業権に対してつらいことを言うということとはなか／＼むずかしい。そこでこれはやはり公益を代表する県知事とか各省大臣とかいうようなものが、これに対して多少の発言権を持つことが安当ではないか、こういうことで国土保全、他の産業との調和をはかつて、そうして鉱業権があまりに世間から恨まれぬようにする。一國全体の産業が振興することのために、かやうのことを若干申し上げたわけにございませう。

○小金委員長 何か御質疑はございませぬか。――ほかに御質疑がなければ、これをもつて本日の公聴会を終りたいと存じます。

この公聴会の終了に際しまして、公述人に対して一言の席からごあいさつを申し上げます。公述人各位におかれましては、非常に御多忙の中にもかかわらず、長時間にわたつて御出席をいただきまして、貴重な御意見を開陳していただきました。まことにありがたく、当委員会を代表いたしまして、委員長から厚くお礼を申し上げます。この両法案の審査にあたりまして、各位の御意見ないし御趣旨の存するところを参考にいたしまして、十分慎重に審議を期したいと存じます。本日はまことにありがとうございました、お礼を申し上げます。

これにて散会いたします。

午後二時四十一分散会